

裁判員の心理的負担とその軽減について（意見要旨）

2013年6月21日

委員 四 宮 啓

第1 裁判員・補充裁判員のストレスに対する対応が必要な理由

裁判員としての経験を95パーセント以上の経験者がよい経験であったとポジティブにとらえている。裁判員制度の運営を担う側は、これらの裁判員、補充裁判員（以下「裁判員等」）の経験を誠実に受け止める必要がある。裁判員等が持つストレスに対して誠実かつ適切に対応することは、当該裁判員等のためのみならず、裁判員等の任務に対する社会のポジティブな態度を一層向上させることになる。

第2 裁判員等のストレスへの対応の在り方

今回の福島のケースで留意されることは、報道による限りでは、元裁判員の方にメンタルヘルスサポートに関する情報が正確かつ十分に伝わっていなかったことと、彼女が孤立していたことである。正確で十分な情報の提供と個々の裁判員等の孤立化を避ける工夫と努力が求められる。

裁判員等のストレスへの対応の在り方としては、個々の訴訟手続内での担当法律家らによる対応と、訴訟手続終了後の対応とに分けて考えることができる。

1 当該訴訟手続内での対応

(1) 審理・評決における対応

審理・評議等における対応としては、最高裁『裁判員裁判実施状況の検証報告書』（以下「検証報告書」）が、審理・評議等において裁判員との円滑なコミュニケーションを図ることが最大の効果的方策であると指摘しているのはそのとおりであろう。

また、証拠の採否や取調べ方法についても、検証報告書は、法曹三者が慎重に検討すべきだと述べている。もちろん、立証に必要な証拠調べることは適正な刑事裁判の核心であるが、検察官は、立証に必要なかつ十分な証拠を厳選するだけでなく、それらの証拠による立証の在り方についても裁判員の心情に配慮すべきである。取り立てて扇情的な証拠は避けるべきである。立証しようとする対象事実、カラーであることの必要性、証拠の数等、請求する証拠及び立証の在り方について、ケースの性質に鑑みて、慎重な検討と工夫をすべきである。また裁判所は、立証に必要なかつ十分な範囲での立証が実現するよう、証拠の採否、証拠調べの在り方等について、裁量権を適切に行使すべきである。

(2) 裁判員に対する観察と配慮

さらに裁判官は、裁判員等に対する観察を怠ってはなるまい。必要に応じて声を掛けるなどして裁判員等のストレス等に配慮し、ストレスが極端な場合には補充裁判員との交代も検討すべきである。その意味で、裁判官にとって、メンバーに目を配る対話進行役（フ

アシリテーター)としての役割と能力も重要である。

2 訴訟終了後の対応

(1) 裁判官による対応とその限界

裁判員等のストレスが大きいと想定されるケースの場合、メンタルヘルスの非専門家による生半可な対応は危険である。たとえば、裁判員として評議評決を行った評議室で事後対応を行うことは、逆効果もあり得るので注意が必要である。

(2) 専門家による対応

その意味で、現行の「メンタルヘルスサポート窓口」制度は電話・ウェブサイトによる相談サービス、希望や症状による臨床心理士等による面接によるカウンセリング、医療機関紹介などがメニューとして用意され、活用が期待される。

しかし、問題点も指摘される。第一は、裁判員等へのプログラムの説明の分かりやすさと正確性の問題である。福島のケースでは、初期報道によれば、たとえば元裁判員の方は、面接によるカウンセリングは東京に行かなければ受けられないと思っていたやに報道されている。全国200か所以上の提携業者が正確に伝えられていればと思う。

第二に、プログラムを利用するためには、一人で申し出て、一人で対応しなければならないことである。このことは利用しようとする元裁判員等の孤立感を高め、結局窓口を利用しない選択をすることになりかねない。

第三に、無料の面接によるカウンセリングの回数は5回までであり、かつ交通費は自弁という点である。問題が深刻なケースほど長期の、かつ専門性の高い施設での対応が必要になるので、回数制限を撤廃するとともに、交通費等の実費を国で支援すべきである。

第3 裁判員デブリーフィング制度の提案

1 デブリーフィングとは

そこで、メンタルヘルスに関する正確な情報を提供するとともに、個人で申し出て利用する孤立感を避けるための方策として、精神衛生の専門家による、同じケースを担当した裁判員がグループとして任務終了後にデブリーフィング(Debriefing)を受ける制度の導入が真剣に検討されるべきである。デブリーフィングとは、災害体験者など特異な経験をした人々の心理の特性や行動の特徴を説明し、それらが誰にでもある自然な反応であることを知らせて、ストレスを軽減することをいう¹。アメリカでは、州によって、陪審員経験者に対して行われており。概ね好評である。そのモデルとされているのが、ワシントン州キング・カウンティの裁判所²で1998年から導入されている「陪審報告プログラム(Jury Debriefing Program)」である³。この制度は、陪審員の任務を務めたことによって現れる

¹ 『青年心理学事典』(福村出版、2000年)369頁[讓 西賢]。デブリーフィングという用語が慣用されているので、以下デブリーフィングと称する。

² <http://www.kingcounty.gov/courts/SuperiorCourt.aspx>

³ なお同様の試みは、アリゾナ、フロリダ、ミシガン、ミネソタ、ニューヨーク、オレゴン等の州でも行われているという(USA TODAY, 2007/11/25)。

ようになったストレス症状への対処を専門家とともに手伝う裁判所のプログラムであって、重大事故によるストレス排出モデル（CISD）に基づいている。以下、（少し旧いが）全米州裁判所センター（National Center for State Courts）が2000年に同制度について行った評価⁴に基づいて紹介する。

デブリーフィングは精神衛生の専門家によるプログラムであるが、専門的なカウンセリングや専門的な治療と異なり、それらの前段階としての、グループによる情報提供である。デブリーフィングにおいて専門家は、ストレスは陪審員の経験をした者にはだれにでも起こる正常な反応であること等、ストレスに関する教育と情報を提供する。陪審員は、裁判の間に遭遇した感情を表現し検討する機会を与えられ、とりわけ重要なことは、ほかの人も同様の経験をしていることを知ることができることである。またストレス関連の症状について学ぶ機会を与えること、そして更なる支援が必要な場合のコミュニティーにおける資源（病院等）について情報が提供される。

2 キング・カウンティの制度の概要

キング・カウンティのデブリーフィング制度はカウンティの予算で行われ、民間業者に委託して運用される。この制度を利用できる基準は、①陪審員にトラウマを与えるおそれのある物的証拠の提出や証人尋問が行われるケース、②審理期間が極めて長期に及ぶ、意見が分かれるテーマが争点である、メディア報道が過熱しているケース、もしくは、③陪審員に十分にストレスがかかり、もしくはトラウマとなりうるため、裁判官がこの制度を適用することが相当と判断する場合である。

利用手続の流れは、次のとおりである。公判担当裁判官は、担当事件が上記の基準に合致すると判断すると⁵、プログラムの申込書を作成してプログラム・コーディネーターに提出し、プログラム・コーディネーターは申込書をチェックした上、総括裁判官⁶に提出する。総括裁判官は申込書を検討して適用の可否を決する。適用が許可されると、プログラム・コーディネーターは裁判官、書記官⁷、プログラムを提供する民間業者（Vocational Resources, Inc., VRI）のコンサルタントに通知する。プログラム・コーディネーターは、

⁴ National Center for State Courts, *King County Superior Court, Evaluation of the Jury Debriefing Program Final Report, August 14, 2000.*

<http://cdm16501.contentdm.oclc.org/cdm/ref/collection/juries/id/1>

⁵ 裁判官の判断は、一般的には証拠決定をする公判前手続でなされるケースが多いが、公判における実際の証拠調べを見て、あるいは無罪判決に対する被害者家族の反応等を見て、判断するケースもあるという。

⁶ 公判担当裁判官とは別の **Presiding Judge** という役職であり、行政職のようである。同カウンティ裁判所のホームページによれば、**Chief Presiding Judge, Assistant Presiding Judge** 等の役職があるので、暫定的に「総括裁判官」と訳しておくが、日本の部総括裁判官とは異なる。<http://www.kingcounty.gov/courts/DistrictCourt/Locations.aspx>

⁷ **Bailiff** と表現されており、州によっては「廷吏」の訳が相応しい職業であるが、同カウンティ裁判所のホームページでは裁判官付きで名前も表示されていることから、「書記官」と訳すことが相応しいと判断した。

<http://www.kingcounty.gov/courts/SuperiorCourt/judges.aspx>

陪審員への書面、雇用主への書面、プログラム終了時の陪審員へのアンケート用紙、返信用封筒を書記官に届ける。書記官とプログラム・ディレクターは、評決言渡しまで公判に立ち会う。書記官は、VRIに公判の進行状況や評決に至ったことを伝える。公判が終了すると、裁判官が陪審員に対してデブリーフィング・セッションが開かれること、その目的について説明し、上記の書類とデブリーフィングのパンフレットが配布される。参加は任意であるが、場合によって裁判官が参加を要求することもある。デブリーフィングの時間と場所が決められると、セッションはVRIのコンサルタントによって執り行われる。

3 デブリーフィングの実績と評価

1998年6月の導入から2000年6月までの2年間に54件の殺人事件が審理されたが、デブリーフィングが持たれたのは11件、合計60人の陪審員が参加したとのことである。

参加した陪審員は、プログラムと担当者のいずれに対しても高い評価を与えている。たとえば、多くの人が自分と同じことを感じていたということを知ることができたなどである。また裁判官も、陪審員にとって有益なプログラムであると評価している。

注目されるのは、裁判官の出席が参加者にとってプログラムの意義をより高めているということである。裁判官と事件に関する情報を共有でき、裁判官がどう考え、どう感じたかを知ることができたことや、時間を共に過ごすことができたことを評価する陪審員が多い。

開催時期については、意見が分かれている。評決直後がよいとする意見は、どう感じたかを改めて考えることができる、多くの者が参加できる、仕事を再度中断しなくて済むなどが理由である。評決直後ではない方がよいとの意見は、まず家族と話したい、中断していた仕事に戻りたいなどが理由である。開催場所については多くの参加者は、評議評決した同じ評議室で行うことは問題があると考えている。評議室にはトラブルの思い出もあるからである。コンサルタントが公判の情報を共有していることは有益だとの意見もある。またパンフレットなどの書類は、手続、ストレス症状、追加的な相談機関の情報などを提供しており好評である。

評決後にもう一度全員が集まって事件について話し合うことがよいとの意見もある一方で、グループでは話せないこともあるとの意見もある。

注目されるのは、デブリーフィングを担当したコンサルタントに対する高い評価である。メンタルヘルスに関する知識、コミュニケーション・スキル、準備と組み立てに高い評価が与えられている。このことは、メンタルヘルスの問題は、法律家である裁判官だけで運営するのではなく、心理学、精神医学、精神衛生学等の専門家の協力を得て実践することと、そのための隣接諸科学者・実務家と法律家との共同研究の重要性を示しているであろう。

なおわが国でもそのような先駆的な活動を行っている民間グループがあり⁸、今後連携を

⁸ たとえば、NPO 法人朝日カウンセリング研究会。 <http://group.aco-web.org/#01>

目指すことは有意義ではないか。

第4 おわりに

裁判員の心理的負担の軽減については、私見では、守秘義務のあり方も併せて検討されるべきである。また、裁判員等経験者のグループが民間にいくつかできており、経験を語り合う場として、また共に経験を社会に広める場として重要な機能を果たしている⁹。検察審査員経験者には、裁判所の協力の下、「検察審査協会」が全国にあり、熱心な広報啓発活動を行っているが、裁判員等経験者についても、同様の組織はできないものであろうか。

裁判員等の一人ひとりの経験に誠実に向き合うことは、裁判員等の任務に対する社会のポジティブな態度を一層向上させることになり、延いては今やわが民主社会の基盤の重要な一部となりつつある裁判員制度をより定着・発展させていくことに繋がることを忘れてはならない。

以 上

⁹ たとえば、Lay Judge Community Club. <https://www.facebook.com/LJCC3181>